

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（個）第 7 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成25年7月19日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、〇〇市〇〇町において、私がもめごとについて私の携帯電話で110番通報した件について、平成〇年〇月〇日付け警察署通信室処理票（以下「本件通信室処理票」という。）が通常の保存期間1年を超えて保存されていた理由が分かるものの開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、作成又は取得していないため、平成25年7月25日、自己情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年8月30日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件通信室処理票は、広島県警察の通信指令業務に関する訓令（平成10年本部訓令第11号。以下「通信指令訓令」という。）第23条の規定により保存期間は1年とされている。
- (2) 広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令（平成14年本部訓令第4号。以下「文書取扱訓令」という。）第57条の規定により文書の保存期間を延長した場合、保存期間延長決定書により保存期間の延長を明示するとされている。
- (3) 本件通信室処理票は、平成〇年〇月〇日に開示されたのであるから、通常の保存期間の1年を超えていることは明らかである。

そして、文書取扱訓令により、文書の保存期間を延長した場合、保存期間

延長決定書を作成することとなっているので、同処理票の保存期間延長決定書が存在すると考えられる。

(4) 諮問実施機関は理由説明書で、ただ単に廃棄手続を行っていなかったと主張しているが、審査請求人は、平成○年度における 110 番通報の警察署通信室処理票を対象とした自己情報開示請求を行っており、今回、部分開示された本件通信室処理票以外については、全て「保存期間満了により廃棄した」という理由から不存在とした不開示処分を受けている。そうすると、他の警察署通信室処理票は全て保存期間満了により廃棄手続が行われているのに、本件通信室処理票のみ廃棄していないというのは、明らかに不自然なことである。

また、審査請求人は、本件通信室処理票に関連して、同日付けである○○警察署の管理する「警ら日誌」も開示請求をしたが、これについては、保存期間満了により廃棄したとして不開示処分とされている。警ら日誌は、部分開示された本件通信室処理票と同じ保存期間で、同じ○○警察署が管理する文書である。それにもかかわらず、本件通信室処理票は廃棄手続がされず残っていて、警ら日誌は廃棄したというのは、明らかに不自然である。

(5) 次に、諮問実施機関は理由説明書で、保存期間を延長する理由がないと主張しているが、上記(4)のとおり、今回開示された本件通信室処理票以外のものについては、きちんと管理され保存期間満了後に規定どおり廃棄されていることを考えると、延長の理由なしに保存期間を超えて保存されることはないはずであり、保存期間延長決定書等の文書が作成されていることは明確である。

(6) また、○○○○は、現在刑事被告人として、平成○年○月○日○○市○○町で発生○○事件等で裁判を受けており、その中で、検察官が立証の目的で、今回開示された本件通信室処理票を証拠請求している。そうすると、保存期間を延長する理由として、刑事事件の立証目的という明確な理由があることになる。そして、理由があるから保存期間延長決定が行われたと考えられ、それに伴い延長決定書等の文書が存在することは明らかである。

(7) したがって、諮問実施機関の理由説明は明らかに虚偽であり、保存期間延長決定書などの文書が存在することは明らかであるから開示されるべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 警察署通信室処理票

警察署通信室処理票（以下「通信室処理票」という。）は、通信指令訓令に基づき、警察署が通報を受けた際に、事案の認知から処理結果までを記録して処理経過を明らかにするために作成するものであり、保存期間は同訓令第23条で「1年」と定められている。

2 保存期間の起算及び文書等の廃棄

県警察は、保存期間の起算及び文書等の廃棄について、文書取扱訓令に基づいて実施している。

保存期間の起算については、同訓令第 55 条で「保存期間が 1 年以上の文書等の保存期間は、当該文書等を作成し、又は取得した日の属する年の翌年の初日から起算するものとする。」（抜粋）と定めている。

3 不開示（不存在）とした理由

審査請求人が請求した本件通信室処理票は、通信指令訓令第 23 条の規定により保存期間は 1 年であり、保存期間満了日は文書取扱訓令第 55 条の規定により平成〇年 12 月 31 日となる。

このことから、本件通信室処理票は、文書取扱訓令第 61 条の規定に基づいて、平成〇年 1 月 1 日以降に廃棄できる文書である。

〇〇警察署は、本件通信室処理票について、保存期間を延長する理由はなかったため、保存期間満了につき、廃棄手続を行うことは可能であった。

しかしながら、〇〇警察署は、平成〇年の通信室処理票の廃棄手続を行っていなかったため、審査請求人の開示請求時に存在したものである。

なお、〇〇警察署は、本件通信室処理票について、保存期間延長決定書等の文書は作成又は取得していない。

したがって、警察本部長が、審査請求人の開示請求に対して自己情報不開示決定をしたことは妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

審査請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、平成〇年〇月〇日に審査請求人が 110 番通報した件について自己情報開示請求（以下「別件請求」という。）をしたのに対し、実施機関が本件通信室処理票を部分開示したことを踏まえて、通信指令訓令第 23 条の規定により保存期間が 1 年である本件通信室処理票が 1 年を超えて保存されていた理由が分かる文書を請求した。

実施機関は、本件通信室処理票の保存期間を延長した理由が分かる文書を作成又は取得していないとしたため、以下、当該文書を不存在としたことが妥当であるかどうかについて検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件通信室処理票は、平成〇年〇月〇日に〇〇警察署が作成したものであり、保存期間は 1 年とされているため、本件通信室処理票は平成〇年 12 月 31 日に保存期間が満了したものである。

ところで、〇〇警察署では、保存期間の満了した文書等の廃棄は、例年 2 月と 7 月に分けて実施しており、2 月の文書廃棄時に整理できていない文書や廃棄文書が大量にあった場合は 7 月に廃棄するということである。

諮問実施機関によると、本件通信室処理票は、たまたま平成〇年 2 月に廃棄しなかったところ、別件請求が同年 6 月にあったため、部分開示をしたのであって、保存期間が満了しても廃棄しなかったことにつき特段の理由はないという。

(2) 一方、〇〇〇〇は、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇町で発生した〇〇事件等の刑事被告人として裁判を受けており、その中で、検察官が立証の目的で、本件通信室処理票を証拠請求しており、「刑事事件の立証目的」という明確

な理由があることから、延長決定書等の文書が存在することは明らかである旨主張している。

しかしながら、当審査会において諮問実施機関に確認したところ、平成〇年12月31日に保存期間が満了する文書について、〇〇警察署が文書取扱訓令第56条第1項の規定により保存期間の延長の手続を行ったものはないということであった。

そうすると、本件通信室処理票については、保存期間の延長の手続を行わず、上記(1)のとおり、廃棄時期の都合により、たまたま別件請求の時点で保有していたにすぎず、本件請求情報を作成又は取得していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

- (3) なお、審査請求人は、文書取扱訓令第57条の規定により文書の保存期間を延長した場合は保存期間延長決定書を作成することとなっているので、本件通信室処理票の保存期間延長決定書が存在すると考えられる旨主張している。

これに対し、諮問実施機関は、文書取扱訓令第57条で定める保存期間延長決定書を作成しなければならない文書は、本部長等が発信者である通達や通知文のことであると説明する。

当審査会において、文書取扱訓令を見分したところ、同訓令第57条は、「前条第3項の定めるところにより保存期間を延長した場合、発信者は、別記様式第17号の保存期間延長決定書により保存期間の延長を明示するとともに受信者に周知させなければならない。」と定め、同訓令第56条第3項は、「発信者（発信者が本部長である場合には主務部長）は、保存期間が満了した文書等について、職務の遂行上引き続き同内容で運用することが適当と認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長し、有効な文書等にすることができる。」と定めており、諮問実施機関が説明するとおり、文書訓令第57条で定める保存期間延長決定書を作成しなければならない文書は、本部長等が発信した文書のことであり、本件通信室処理票は、仮に保存期間を延長する場合でも、文書取扱訓令第57条で定める保存期間延長決定通知書を作成しなければならない文書ではないため、審査請求人の当該主張は理由がない。

- (4) したがって、実施機関が本件請求情報を作成又は取得していないため、不存在とした本件処分は妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
25. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 10. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
25. 12. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人から意見書を収受した。 ・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 6. 24 (平成 26 年度第 3 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 29 (平成 26 年度第 4 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 27 (平成 26 年度第 5 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授